

第2期文化芸術推進基本計画策定に関する意見

岡田保良

国土館大学名誉教授・（一社）日本イコモス国内委員会委員長

(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- 1) 経済活動あるいは当面(1~2年)の方策ならともかく、「ウィズコロナ時代に相応しい計画を策定することが重要」(第1期基本計画中間評価)など、文化芸術の中長期的観点にコロナ対策を主眼に置くような姿勢はいかがなものか。コロナによる弊害、悪影響を見きわめる必要はあるだろうが、「文化芸術資源を持続的に活用していく」ことを全面に打ち出すことで十分と思う。
- 2) 「国立文化施設や博物館の機能強化」とあるが、なぜ「国立」なのか。今回の博物館法の改正は、多様な博物館のあり方を認めており、地域・地方に所在する、多様な文化施設・博物館の機能強化・支援を掲げるべきではないか。

(2) 文化と経済の好循環を創造するための方策

- 1) 平成30年度改正保護法による「文化財保存活用地域計画」がようやく動き出したようだが、他方、令和2年度に制定された文化観光推進法に基づく「認定計画」制度は趣旨が極めて近似する。今のところ、両方を策定する市町はほぼ見当たらないようだが、地方行政に相乗効果が期待できるよう、国の指導を望む。
- 2) 好循環に文化芸術活動、とりわけ文化財が役だつためには、その前提となるべき「保護」のための財政措置及びそのための制度的基盤を確立する必要があるだろう。

(3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- 1) ポップカルチャーや現代アートの分野に比べ、有形無形の伝統的な文化遺産については、経済効果よりも国民のアイデンティティ確保の観点が重視されるべきで、モノの保存活用、技術保持者の養成など、自治体による地域計画等が実質を伴うよう、国が積極的に支援する財政措置のルール作りが必要ではないか。
- 2) 基本法改正時、まちづくりや国際交流との連携が強調された割には、第2期の計画の中ではその観点が薄弱ではないか。ユネスコへの拠出金や「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」に基づく事業の質と量を精査し、より効果的なレベルの維持を図ってほしい。
- 3) コロナ前のインバウンド状況の一部に見られたようなオーバーツーリズムの弊害を考慮し、質の高い文化観光計画、あるいは地域計画に留意する。

以上。

岡田保良
(日本イコモス国内委員会委員長)